

一般競争入札による市有財産の売払いについて（公告）

下記のとおり市有財産の売払いについて魚沼市財産処分実施要綱（令和 7 年告示第 136 号。以下「要綱」という。）第 5 条の規定に基づき一般競争入札を行います。魚沼市財務規則（平成 16 年魚沼市規則第 49 号。以下「財務規則」という。）第 138 条の規定に基づき公告します。

令和 8 年 9 月 1 0 日

魚沼市長 内 田 幹 夫

1. 売却物件について

(1) 物件の表示

物件番号	物件名	所在地	区分	地目	面積 (㎡)	最低入札 価格 (円)	備考
8 売 土 第 1 号	旧湯之谷第 5 教員住宅 跡地	吉田 301-3・4	土地	宅地	125.19	20,000	
8 売 土 第 2 号	下島空家解 体跡地	下島 1006-2	土地	宅地	303.60	20,000	
8 売 土 第 4 号	湯沢砂防破 間川出張所 隣り	井口新田 224- 4	土地	宅地	313.69	120,000	
8 売 土 第 5 号	堀之内百代	堀之内 3321- 13	土地	宅地	134.00	50,000	
8 売 土 第 6 号	旧田川入保 育所跡	原 1216-1	土地	宅地	1,406.37	30,000	消火栓・防犯 灯あり
8 売 土 第 7 号	堀之内小プ ール隣	堀之内 474-1	土地	宅地	1,556	810,000	コンクリー ト敷
8 売 土 第 8 号	旧小出警察 署官舎跡	小出島 174- 14、174-21	土地	宅地	341.38	230,000	公共水路有
8 売 土 第 9 号	旧消防署訓 練塔跡	四日町 372-1	土地	宅地	594	120,000	未接道
8 売 土 第 10 号	旧大湯駐在 所跡	大湯温泉 425- 2	土地	宅地	200.09	10,000	地中埋設管 あり

8 売 土 第 11 号	旧西村住宅 跡	須原 559-1	土地	宅地	1,069.62	30,000	
8 売 土 第 12 号	旧消防署渋 川出張所跡	渋川 1127-2	土地	宅地	442.75	10,000	角地
8 売 土 第 13 号	旧入広瀬こ どもの家跡	穴沢 224-3	土地	宅地	587.88	20,000	水路有
8 売 土 第 14 号	堀之内老人 憩の家	堀之内 171-1	建物 付き 土地	宅地	建物 507.43 土地 1,430.56	0	
8 売 土 第 15 号	旧湯之谷第 6 教員住宅	井口新田 583- 1	建物 付き 土地	宅地	建物 60 土地 110.25	0	
8 売 土 第 16 号	旧中村住宅 跡	下折立 120-2	土地	宅地	704.34	20,000	

(2) 注意事項

ア 落札物件は、現状有姿のままで譲渡しますので、必ず現地を確認の上、お申し込みください。管理状態等についての保証はできませんので、あらかじめご了承ください。

イ 落札物件について、入札前における説明後、地中埋設物や面積の不足等の隠れた瑕疵が発見されても、買主に対して瑕疵担保責任は負わない契約とし、それを理由とした契約の解除又は瑕疵担保請求はできませんのであらかじめご了承ください。

ウ 本入札は、要綱第 5 条の規定に基づき最低入札価格を減額して実施するものです。特に「建物付き土地」については、取得後、所有者の責任と負担において老朽化等への対応（適切な維持管理、修繕、解体等）が継続して必要となり、多額の費用が発生する場合があります。入札にあたっては、将来の負担を十分にご理解いただいた上でお申し込みください。

2. 物件の確認

(1) 日 時 令和 8 年 9 月 2 4 日（木）

開始時刻	地域	物件番号（下記番号順に実施）
9 時 00 分～	堀之内地域	8 売土第 2 号-第 6 号-第 14 号-第 7 号-第 5 号
11 時 10 分頃～	小出地域	第 9 号-第 8 号
13 時 30 分～	湯之谷地域	第 4 号-第 15 号-第 1 号-第 16 号-第 10 号
16 時 00 分頃～	守門入広瀬地域	第 11 号-第 12 号-第 13 号

(2) 場 所 該当地

(3) 申し込み 希望する場合は、9 月 1 7 日（木）1 7 時までに

総務政策部管財課管財係(025-792-9211)にご連絡ください。

3. 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、次の(1)～(5)のすべての要件を満たしている者としします。

- (1) 魚沼市に住民登録がある個人、または魚沼市内に事業所を有する法人等であること。
- (2) 暴力団（魚沼市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）等関係者ではなく、かつ、破産手続中で復権していない者など、契約を結ぶことができない者でないこと。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 単なる投機（財産を放置して値上がりを待つ等）や、無責任な転売のみを目的として取得する者でないこと。（※自らの事業として建売住宅等の分譲を行う市内事業者を除く）
- (5) 物件の現状を理解しており、取得後の建物の修繕・解体、毎年の草刈りや雪下ろし等にかかる費用を自ら負担する能力を有し、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう適正に維持管理を行うことを確約できること。

※取得後に適正な管理が行われず、近隣へ悪影響を及ぼす「管理不全空き家」等になった場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく指導、勧告、命令、行政代執行（費用の強制徴収）等の厳格な措置の対象となります。

4. 入札参加の手続き

(1) 入札参加申込

以下の書類を各1部提出（持参）してください。提出された書類等に基づき事前審査を行い、参加資格要件を満たさないと認められた場合は、入札に参加することができません。

- ① 一般競争入札参加申込書（宣誓書）
- ② 身分証明書の写し
 - * 個人の場合・・・住民票の写し（※3ヶ月以内のもの）
 - * 法人の場合・・・法人登記事項証明書の写し（コピー可）
- ③ 資金能力を証する書類
 - * 個人の場合・・・最新の所得証明書
 - * 法人の場合・・・直近の決算書の写し等

(2) 提出先

〒946-8601 魚沼市小出島 910 番地
魚沼市役所 総務政策部管財課管財係（本庁舎、TEL025-792-9211）

(3) 入札参加申込期限

令和8年9月25日（金）17時まで

(4) 受付期間

入札公告の日から入札参加申込期限（土・日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時00分まで

5. 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年9月30日（水）午前9時30分から順次（10分前にお集まりください）

開始時刻	物件番号
9時30分～	8売土第1号～5号
10時30分～	8売土第6号～9号

13 時 30 分～	8 売土第 10 号～13 号
14 時 30 分～	8 売土第 14 号～16 号

(2) 場所 魚沼市小出島 910 番地 魚沼市役所 本庁舎 2 階 206 会議室

6. 入札当日について

(1) 持参していただくもの

- ① 入札書 必要事項をご記入の上、必ず記名押印ください。
- ② 委任状 法人の代表権のない方や、個人の方で代理人が入札する場合に必要になります。
- ③ 印鑑 入札参加申込書に押印したもの。代理人入札の場合は、委任状に押印した代理人印と同じもの。(委任者の印鑑は不要)
- ④ 身分を証明できるもの 本人又は委任者と証明できるもの(例：運転免許証の写し等)
- ⑤ 筆記用具 黒色又は青色のボールペン又は万年筆

(2) 注意事項

- ① 入札書は、入札場所において直接提出(郵送不可)してください。
- ② 入札参加申込後であっても、入札を辞退できます。この場合は、書面で届け出てください。
- ③ 代理人出席の場合は、委任状を提出してください。
- ④ 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- ⑤ 入札参加者は、各個人及び各法人とも 1 名を超えて入札会場に入室できません。
- ⑥ 入札開始後に入札会場に到着した場合は、入札に参加することができません。
- ⑦ 入札に当たっては、関係法令及び魚沼市財務規則を遵守してください。
- ⑧ 入札書用封筒は、不要です。

7. 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 競争入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね 2 人以上の代理をした入札
- (9) 同一事項の入札に対して 2 以上の意思表示をした入札
- (10) 郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札
- (11) その他必要事項を確認できない入札

8. 入札書の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができません。

9. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を行ったもののうち、最低入札価格以上で最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定します。
- (3) 落札者については、その決定と同時に、入札会場で入札者全員に口頭で周知します。

10. 契約の締結及び売買代金の支払い

- (1) 落札者は、入札実施日から7日以内に、市有財産売買契約書により売買契約を締結します。
- (2) 落札した物件の売買代金は、契約締結後に魚沼市が発行する納入通知書により、指定期日までに全額納入してください。

11. 所有権の移転及び登記等

- (1) 売買物件の所有権は、売買代金の完納時に買受人に移転します。
- (2) 土地の所有権移転登記の手続きは、落札者が行うものとします。また、これに係る一切の費用（登録免許税等）は落札者の負担とします。
- (3) 土地の所有権移転登記が完了した場合は、速やかに、登記完了証（コピー可）を市へ提出してください。
- (4) 建物は未登記家屋です。将来、建物に関する表題登記や所有権保存登記等の手続きを行う必要がある場合、その手続き及びこれに係る一切の費用は、落札者の負担とします。

12. その他

- (1) 落札物件の引渡しは売買代金納付後に行うものとし、引渡し後の物件の管理及び形状の変更等にかかる一切の費用は、購入者が全責任を負うものとします。落札物件の契約額に関わらず、課税標準額を基に所定の税率を乗じた不動産取得税及び固定資産税が賦課されます。
- (2) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰すことができない理由により、売買物件の滅失、棄損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。
- (3) 入札結果については、「入札結果及び契約締結結果の公表」に基づき、入札者の氏名等を公表します。
- (4) 未落札物件については、要綱に基づき3回目の入札を行います。ただし、市の都合により変更する場合があります。
- (5) 本公告等について質問がある場合は、市のホームページから質問書をダウンロードしていただき、照会先へ期限までに、質問書の持参、Eメール、FAXのいずれかで提出してください。

ア 照会先 魚沼市役所総務政策部 管財課 管財係（本庁舎2階）電話：792-9211 FAX：792-9500
Eメール：kanzai@city.uonuma.lg.jp

イ 照会期限 令和8年9月25日（金）17時まで

※質問書には必ずFAX番号又はEメールアドレスを記載してください。

ウ 回答 質問に対する回答は、令和8年9月28日（月）に全申込者へEメールで回答します。